

首都機能バックアップに関する検討会議開催要綱

(目的)

第1条 副首都推進局長（以下「局長」という。）は、首都圏が大規模災害をはじめとする危機事象にみまわれた時に、大阪が副首都として一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担う取組（以下「首都機能バックアップ」という。）を確立するために必要な仕組みや体制等について、副首都推進局として、論点整理を図り検討を進めていくため、専門的見地による外部有識者からの意見を聴取する場として、首都機能バックアップに関する検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 首都機能バックアップが必要となるような条件の整理に関すること
- (2) 首都機能バックアップが必要な首都中枢機能の内容や実施方法などの検討に関すること
- (3) 首都機能バックアップにあたり、国の連携・協力を要する事項や大阪に必要な事項の検討に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会議のメンバー等)

第3条 会議のメンバーは、防災、災害対策、経済、国・地方の行政、政治制度など幅広い分野に見識を有する者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 メンバー以外の者からメンバーと並び会議における個別の検討事項に関し知識及び経験に基づく助言等を聴取する必要があるときは、助言者として、局長が出席を求めることができる。
- 3 メンバー及び助言者以外の者から特定の専門分野に関する理解促進のための知識又は情報の提供を受ける必要があるときは、参考人として、局長が出席を求めることができる。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じ、局長が招集する。

- 2 局長は、専門的分野について個別に検討する必要がある場合等、必要に応じて分科会を開催することができる。
- 3 局長は、緊急に会議を開催する必要がある場合など、会議を招集することが困難であると認めるときは、メンバーから資料等により意見の提出を受け、書面等で会議を開催することができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 局長が必要と認めるときは、会議又は分科会（以下「会議等」という。）について、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、会議等のメンバー、助言者及び参考人（以下「メンバー等」という。）は、ウェブ会議の方法で会議等に参加することができる。この場合において、メンバー等は、ウェブ会議の方法による会議等への参加をもって会議等に出席したものとみなすものとする。

(メンバー等への報償金等)

第6条 局長は、メンバー及び助言者に対し、大阪市の定める基準「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき報償金を支給することができる。

2 前項に基づき、報償金を支給するメンバー及び助言者については、次の各号により会議等に参加した者とする。

(1) 会議等にメンバー及び助言者が出席し、参加した場合

(2) 会議等にメンバー及び助言者がウェブ会議の方法により参加した場合

(3) 前2号によりがたい場合であって、副首都推進局からの依頼に基づき、メンバー及び助言者が動画又は資料等により開催日当日までに意見を提出し、参加した場合(第4条第3項の規定により書面等で会議を開催する場合を含む。)。ただし、提出された意見が要綱第2条に掲げる事項に適合し、かつ、会議等の当日の議題に関するものである場合に限る。

3 局長は、参考人に対し、大阪市の定める基準「講師に係る謝礼金の取扱基準について」に基づき謝礼金を支給することができる。

4 メンバー等が会議等に出席するにあたり交通機関を利用してその運賃を負担したときは、その費用を支給することができる。ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。

(守秘義務)

第7条 メンバー等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(開催期間)

第8条 会議の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、審議会等の設置及び運営に関する指針第7.1.(1)に該当する非公開情報を取り扱う場合は、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、副首都推進局副首都推進担当において行う。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。